第六十六条の二の表の第三号中「の益金不算入等」、「又は各連結事業年度」及び「又は当該各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同表の第四号を削り、同表の第五号中「第四十八条第五項第三号ニ」を「第四十八条第五項第三号ハ」に、「つき法」を「つき当該内国法人により法」に改め、「又は各連結事業年度」及び「又は当該各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同号を同表の第四号とし、同表に次の一号を加える。

五　第四十八条第五項第三号ニに規定する通算時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産	内国法人の当該繰延資産につき当該内国法人により当該通算時価評価が行われた事業年度（以下この号において「時価評価年度」という。）終了の時の価額としてその帳簿に記載された金額（当該繰延資産につき当該時価評価年度以前の各事業年度の法第三十二条第一項に規定する損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を加算した金額）	当該繰延資産の当該通算時価評価の直後の帳簿価額	当該時価評価年度の翌事業年度

第六十八条の三の見出し中「又は出資」を「の発行法人等」に改め、同条中「の損金不算入等」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第三十三条第五項に規定する政令で定める法人は、第二十四条の三（資産の評価益の計上ができない株式の発行法人等から除外される通算法人）に規定する初年度離脱通算子法人とする。

第六十九条第一項第一号イ中「法第七十五条の二第一項各号（確定申告書の提出期限の延長の特例）の指定を受けている内国法人にあつては、それぞれ次に定める月数」に改め、同号イに次のように加える。

(1)　法第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受けている通算法人（(2)に掲げる法人を除く。）のうち同項に規定する定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該通算法人（会計監査人を置いているものに限る。）の当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合その他の財務省令で定める場合に該当するもの　四月

(2)　法第七十五条の二第一項各号の指定を受けている内国法人　その指定に係る月数に二を加えた月数

第六十九条第四項第一号中「法第七十五条の二第一項各号の指定を受けている内国法人にあつては、」を「第一項第一号イ(1)に掲げる法人にあつては五月とし、同号イ(2)に掲げる法人にあつては」に、「月数）」を「月数とする。）」に、「つき法第三十四条第一項第二号」を「つき同条第一項第二号」に改め、同条第十三項中「法第七十五条の二第一項各号の指定を受けている内国法人にあつては、」を「第一項第一号イ(1)に掲げる法人にあつては四月とし、同号イ(2)に掲げる法人にあつては」に、「月数）」を「月数とする。）」に改める。

第七十三条第一項第一号イ中「資本金等の額（当該資本金等の額が零に満たない場合には、零）」を「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」に改め、同条第二項第五号中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、同項第六号を次のように改める。

六　法第五十九条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）

第七十三条第二項第七号中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、同項第二十四号を同項第二十六号とし、同項第二十号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「第十一項」を「第十項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十八号中「第六十六条の九の三第三項及び第六項」を「第六十六条の九の三第二項及び第五項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十七号中「第六十六条の七第三項及び第七項」を「第六十六条の七第二項及び第六項」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号中「第六十一条第一項」の下に「及び第五項」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十四号中「及び第二項」を「、第二項及び第六項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第五項」を「第四項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号の次に次の二号を加える。

十　法第六十四条の五第一項及び第三項（損益通算）

十一　法第六十四条の七第六項（欠損金の通算）

第七十七条の二第一項第一号イ中「資本金等の額（当該資本金等の額が零に満たない場合には、零）」を「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」に改める。

第八十二条の二第一項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第九十六条第六項第一号中「又は各連結事業年度」及び「及び連結事業年度」を削り、同項第二号中「からハまで」を「及びロ」に、「ニに」を「ハに」に改め、「及び連結事業年度」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ　法第五十二条第十項又は第十一項の規定により前三年内事業年度に含まれる各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額のうち次に掲げる金額に係るもの（当該各事業年度においてイに規定する損失の額が生じた売掛債権等に係る金額又は当該各事業年度において売掛債権等につき同条第一項若しくは第五項の規定の適用を受ける場合の当該売掛債権等に係る金額に限る。）の合計額

(1)　法第五十二条第一項の規定により当該各事業年度開始の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

(2)　法第五十二条第一項の規定により適格合併又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）に係る被合併法人又は現物分配法人の当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

(3)　法第五十二条第五項の規定により同項に規定する適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

第九十六条第六項第二号ニを削り、同条第八項中「及びハ」を削り、「同項第二号ニに」を「同項第二号ハに」に、「被合併法人等又は第四号に規定する分割法人等」を「被合併法人若しくは現物分配法人又は第四号に規定する分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人」に、「又は連結事業年度において同条又は法第八十一条の三第一項（法第五十二条の規定により同項に規定する個別損金額又は個別益金額を計算する場合に限る。以下この項において同じ。）」を「において同条」に、「法第五十二条の規定により各」を「同条の規定により各」に、「若しくは益金の額に算入されることとなる金額又は法第八十一条の三第一項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額若しくは」を「又は」に、「それぞれ法第五十二条」を「同条」に、「若しくは益金の額に算入された金額又は同項の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額若しくは」を「又は」に改め、同項第一号中「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号ニ(1)を「同項第二号ハ(1)」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三　第六項第二号ハ(2)の被合併法人又は現物分配法人が同号ハ(2)に規定する事業年度終了の時においても貸倒引当金対象法人に該当しない場合　当該事業年度

四　第六項第二号ハ(3)の分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が同号ハ(3)に規定する適格分割等の直前の時において貸倒引当金対象法人に該当しない場合　当該適格分割等の日の属する事業年度

第百一条の四第二号中「第四十五条の二第五項」を「第四十五条の二第四項」に改める。

第百十二条第一項中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、「第一号」を「以下この項」に、「係る同項」を「係る同条第二項」に、「同条第二項又は第六項」を「同項」に、「、第五項又は第九項」を「から第六項まで、第八項若しくは第九項又は法第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）」に、「次の各号に掲げる欠損金額にあつては、当該各号に定める」